

令和2年度都区財政調整協議まとまる

～特別区の配分割合を55%から55.1%に変更～

財調協議の概要

◆協議の特徴

昨年の12月2日から始まった令和2年度都区財政調整協議は、本年1月28日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化による影響が表出し、2000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、都区を取り巻く財政環境が非常に厳しい中での協議となりました。

また、特別区における児童相談所の設置を踏まえ、都区間の財源配分を見直すという、非常に重要な協議でした。

財源配分の見直しについて、都区の考え方には大きな隔たりがあり、協議を一時中断し、申し入れを行うなど、ぎりぎりの協議を行いました。申し入れに対する都の提案は、特例的な対応として配分割合を令和2年度から55.1%とすること、また、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議するというものでした。

区長会で対応について協議が重ねられた結果、その規模も考え方も、区の主張とは乖離があるものの、配分割合の変更に踏み込んだこと、来年度開設する3区の平年度ベースの実績が出る段階で協議に応じる方針が示されたことは、役割分担の変更に伴う配分割合の見直しを求める区の主張を踏まえた、都のぎりぎりの判断として、受け入れることとし、協議を再開するよう指示がありました。結果、都側の提案を受け入れる形で整理しました。

特別区相互間の財政調整に関する事項については、児童相談所関連経費、幼児教育・保育の無償化への対応、投資的経費に係る工事単価の見直しなどが、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善・廃止項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、子ども医療費助成事業費や観光振興費など、一部の課題については協議が整いませんでした。一方で、避難行動要支援者名簿作成等経費、産後ケア事業費、学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）など、23区間で主体的に調整して提案した事項については、相当程度反映することとなりました。

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題について、減収補填対策については、都区双方で国の検討状況を注視することとなりましたが、特別交付金、都市計画交付金については、今回も都側から前向きな見解や、明確な回答が示されず、踏み込んだ議論とはなりません。これらの課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決を目指していくこととなります。

令和2年度財調フレーム協議

◆財源見直し

財調交付金の財源となる調整税は、法人事業税交付対象額が創設されたものの、市町村民税法人分が減となったことにより、1兆8,406億円、今年度と比べ、1,153億円、

5・9%の減となりました。

財調交付金総額は、配分割合が55・1%に変更されましたが、1兆128億円、今年度と比べ692億円、6・4%の減となりました。

基準財政収入額は、地方消費税交付金の増などにより、1兆2,292億円、今年度と比べ、639億円、5・5%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆1,913億円、今年度と比べ、19億円、0・1%の減となりました。

◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

○児童相談所関連経費

児童相談所の運営費等については、来年度に、世田谷区、江戸川区、荒川区で児童相談所が開設されることから、態容補正による新規算定を行うこととなりました。

また、年度途中で児童相談所が開設される場合には、当該年度の開設月数分の経費を算定することとなりました。

児童相談所の開設準備経費については、特別交付金で、過年度分も含めて全額を算定するよう提案しました。

これに対して都側から、児童相談所の施設整備費について、これまでの特別交付金の算定に加え、開設年度に普通交付金で追加算定すること、また、開設準備に係る児童福祉司等の人件費を特別交付金の算定対象とする案が示され、区間の公平性が担保されており、現行算定よりも拡充されることから、都案のとおり整理しました。

○幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園や保育所等を利用する場合の保育料が無償化されたため、各事業における利用者負担額の見直しを中心に必要な対応を行うこととなりました。

○投資的経費に係る工事単価の見直し

算定上の単価について、特別区の実態を踏まえた決算単価などに見直すことを提案しましたが、見解が一致せず、建築工事単価は、平成26年度から平成29年度までの4か年の各区予算単価上昇率を、土木工事単価は、平成26年度、平成27年度の2か年の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を、それぞれ臨時算定として反映することとなりました。

なお、普通交付金の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を行うこととなりました。

令和元年度財調再調整協議

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に420億円となりました。

協議の結果、「風しん追加的対策に係る経費」、「森林整備等に要する経費」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費」の追加算定が行われることとなり

ました。

第3回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、1月28日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して山崎 孝明特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

https://www.youtube.com/watch?v=C1BZQARX4_U

令和2年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区分		令和2年度 当初見込ア	平成31年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ
調整税	固定資産税	1,302,336	1,267,478	34,858	2.8
	市町村民税法人分	494,438	688,436	△ 193,998	△ 28.2
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	43,852	—	43,852	皆増
	計(A)	1,840,636	1,955,924	△ 115,288	△ 5.9
交付額	(A)×条例で定める割合(※)	1,014,190	1,075,758	△ 61,568	△ 5.7
	精算分	△ 1,414	6,217	△ 7,631	—
	交付金総額(B)	1,012,776	1,081,975	△ 69,199	△ 6.4
	普通交付金分(B)×95%	962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4
基準財政収入額(C)		1,229,192	1,165,313	63,879	5.5
内訳	特別区民税	891,830	877,799	14,031	1.6
	地方消費税交付金	211,995	165,603	46,392	28.0
	地方消費税交付金特例加算額	18,631	11,310	7,321	64.7
	その他	106,736	110,601	△ 3,865	△ 3.5
基準財政需要額(D)		2,191,329	2,193,190	△ 1,861	△ 0.1
内訳	経常的経費	1,890,876	1,839,990	50,886	2.8
	投資的経費	300,453	353,200	△ 52,747	△ 14.9
差引(D-C)		962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4

※令和2年度…55.1%、平成31年度…55%

都区財政調整協議会のまとめ

(1) 都区間の財源配分に関する事項

○配分割合の特例的な変更(児童相談所関連経費)

特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議する。

(2) 特別区相互間の財政調整に関する事項

1. 新規算定	15項目
<ul style="list-style-type: none"> ○区立施設定期点検調査費(防火設備点検) ○外国人生活支援等事業費(通訳タブレット運用経費) ○避難行動要支援者名簿作成等経費 ○介護人材確保等対策事業費 ○保育サービス推進事業費 ○保育力強化事業費 ○国民健康保険事業助成費(国保情報集約システム管理委託料、保険給付費等交付金(普通交付金)収納事務手数料) ○【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費 ○産後ケア事業費 ○【態容補正】森林整備等に要する経費 ○土木総務費(地理情報システム運用経費) ○【投資・態容補正】まちづくり事業費(自転車駐車場整備事業) ○【小・中学校費】学校運営費(ICT支援委託) ○【小・中学校費】学校運営費(屋内運動場空調設備整備費) ○教育振興基本計画策定経費 	
2. 算定改善等	21項目
<ul style="list-style-type: none"> <算定充実> 7項目 <ul style="list-style-type: none"> ○安全安心まちづくり推進事業費(自動通話録音機貸与事業) ○特別職職員費 ○区立施設定期点検調査費 ○新地方公会計制度運用経費 ○区長及び区議会議員選挙公営費 ○予防接種費(日本脳炎Ⅱ期) ○都市計画事務費(地区計画策定調査委託) <事業費の見直し> 5項目 <ul style="list-style-type: none"> ○外国人生活支援等事業費・住居表示管理費 ○ひとり親家庭休養ホーム事業費 ○認証保育所運営費等事業費 ○【態容補正】福祉サービス安定化事業費 ○【投資・小・中学校費】義務教育施設改築経費(普通教室冷房設置経費) 	

＜算定方法の改善等＞ 9項目

○【投資】地域交流施設(地域センター)

○作業運営費(粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料)

○最終処分委託料

○バリアフリー計画策定経費

○【小学校費】外国人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費

○【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し

○幼児教育・保育の無償化への対応

○【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)

○【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)

3. その他

1項目

○公共施設改築工事費の臨時的算定

都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今回の都区財政調整協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、厳しい財政環境の中での協議となった。

合わせて、特別区が来年度以降、順次児童相談所を設置し、都から事務を引き継ぐことに伴う財源配分の見直しが大きな焦点となった。

協議の結果、財源配分割合については、双方の見解に相違がある中で、特例的な対応として、来年度から55.1%とし、令和4年度にそのあり方を改めて協議することとなり、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の算定や幼児教育・保育の無償化への対応をはじめ、区側提案の多くを反映することができた。

協議の取りまとめに至ったのは、双方の努力の結果と受け止めている。

しかしながら、課題も多く残された。配分割合のあり方のほか、特別区相互間の財政調整についても、合意に至らなかった事項がある。また、特別交付金や都市計画交付金のあり方については、今回も議論を前に進めることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては、是非前向きな対応をお願いしたいと思う。

開催まであと半年と迫ったオリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、都と特別区が連携を深めて取り組んでいかなければならない喫緊の課題が山積している。

引き続き都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。